

令和3年度 第1回堺市障害者施策推進協議会 権利擁護専門部会（書面開催）

別紙3

案件に関するご意見について

案件	ご意見の要旨	回答
2	詳細に検討していただいた。相談件数が少ないように感じるため、相談窓口の広報が必要。	現在、差別解消法に関する相談窓口の設置の広報として、本市のホームページで掲載、関係機関等へのパンフレットの配布などを行っております。また、その際、「差別に該当するのかも」と思われた段階でご相談いただくようにご説明させていただいております。今後も引き続き、障害者差別に関する相談窓口があることについて広報してまいります。
2	事例を読むと私たちの生活の中でもよく起こりえることであり、障害者も健常者ともに差別意識が低いと感じる。事例件数（相談）が大変少なく、また、事例検討会の委員のご意見のとおり、啓発が重要である。	今後も引き続き、障害者差別解消法及び相談窓口の広報・啓発に取り組んでまいります。
2	令和3年度下半期の事例は、どのように報告されるのか。	令和4年度開催予定の権利擁護専門部会にて報告させていただきます。
2	「事例2」について、記載方法について「受入れ側の理解不足が背景にあることが多い」とあるが、「受入れ側と利用者との意思疎通不足が背景にある」とするのが適切ではないか。	ご指摘いただきました「事例2」における「受入れ側の理解不足が背景にあることが多い」は、類似事案における特徴として意見があったものです。「事例2」のような事例では、スーパー等の受入れ側が、障害の有無にかかわらず様々な方が来られるとの認識を持っていないため、配慮が不十分となることが多いとの発言です。

案件に関するご意見について

案件	ご意見の要旨	回答
2	「事例3」について、支援者が一部誤認したとはいえ、支援者が精神障害当事者のアドボカシーとして介入しており、解決に至ったことは良かった。社会が障害当事者と接することが少なく、誤解を招くことも多いが、今後、このような支援者が増えることが、障害当事者の生きづらさの軽減につながる。	相談者には当事者やその家族のみならず、支援者も含まれています。「事例3」の相談者は、「これは差別に該当するのかも」と思われた段階でご相談いただいております。事例検討会においても、委員の方から「支援者として、しっかりとアンテナを張ることができており、このような支援者が増えてほしい」との評価がありました。 今後も、支援者が障害者への差別にアンテナを張っていただけるよう、様々な機会を通じて、周知してまいります。
	「事例3」について、一部事実誤認があったとはいえ、支援者からの相談があったことで、相談者、事業者それぞれが困惑していたことを把握することができており、このような事例が積上げが必要。	ご意見のとおり、支援者からの相談があったことで、事実を把握することができています。今後も、事例の積上げ、事例検討会におけるご意見・ご助言をもとに、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めてまいります。
2	「事例4」について、本人と事業者の関係が継続できるような相談対応を行ってほしい。	本人と事業者が対立・敵対するのではなく、建設的な話し合いができるような相談対応を行ってまいります。

案件に関するご意見について

案件	ご意見の要旨	回答
2	「事例5」について、「目が見えない」というのは弱視であろうと思われる。「弱視」というと結構見えているものと世間の感覚とのズレがあるので「見えない」と伝えられたのだと思う。「ムリ」というきめつけは個々への合理的配慮ができていなかったのではないかな。どれくらいに大きくすると見えるのか等、その方の見え方をくわしく聞かれることが大事だったのではないかな。	本事例では、申込用紙への記載、電話確認の際に本人は「全く見えない」旨回答されています。しかし、本市から事業者へ対しては「全く見えない場合でも何らかの配慮を検討していただきたい」ことをお伝えしており、事業者からは「方法は考えていく」という回答をいただいております、その旨を本人にお伝えしています。
3	「1 市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及に係る施策」について、学校における人権教育学習の実施状況についてを知りたい。	人権教育学習の状況として、令和3年度は、6校で授業を実施しました。講師の方々からは生活の様子とともに困っていることや楽しいことについてお話をいただいております。また、子どもたちは手話でのコミュニケーションを体験するなど、当事者の方々との交流の機会となっています。今後も引き続き実施してまいります。
3	「1 市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及に係る施策」について、今後、コロナ禍でもたくさんの方が市民向け手話講座を受講できるような開催方法を検討してほしい。	新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら、受講を希望される方がより多く参加していただけるよう、開催方法を検討してまいります。

令和3年度 第1回堺市障害者施策推進協議会 権利擁護専門部会（書面開催）

別紙3

案件に関するご意見について

案件	ご意見の要旨	回答
3	「2 障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備に係る施策」について、職員向け（全庁）研修の開催における庁内職員数は何人か。また、聴覚障害者相談員による相談対応件数の延3,619件は、地域福祉課窓口での相談対応件数ということか。	庁内の職員数は令和3年4月扱い点で9,676人（うち市長事務局が3,491人）となっております。職員向け研修については平成29年より毎年度、庁内各課を対象に開催しており、参加者は例年290人前後となり、令和3年度を合わせると延べ1,000人以上が受講しています。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応のため、動画視聴型研修としましたが、これにより、各課受講者が研修受講後、所属課内で動画を紹介することもできたため、実際の受講者数はさらに多くなっています。 資料3「聴覚障害者相談員による相談対応件数」の件数内容は、地域福祉課窓口等での相談対応延件数となります。具体的には医療や保健に関する相談や同行、生活に関する相談や同行等が多くを占めています。
3	「2 障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備に係る施策」について、障害者差別解消相談統計の聴覚障害の件数が0件であるが、聴覚障害者相談員による相談対応件数は延3,619件やプラザでの相談と差別解消相談窓口と異なるのか。また、それぞれの相談窓口で受けた相談のうち、つなぐ適切な機関がない事業や複数の機関による連携が必要である。	聴覚障害者相談員による相談対応件数については、相談員が各区地域福祉課窓口等での相談対応延件数を記載しており、プラザでの相談件数とは違うものとなります。受けた相談については相談員においてもプラザにおいても各機関と連携を行い、適切な支援につなげられるよう日々調整しております。

案件に関するご意見について

案件	ご意見の要旨	回答
3	「2 障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備に係る施策」について、実施事業のうち職員向け研修で具体的にどのようなことを行っているか。また、テキストなど権利擁護部会で提示できないか。また、職員向け研修で様々な障害者への「接遇」についてどのように取り上げているのか。例えば、障害者に対して「子ども扱いする言動」、「車イス常用者を「見下す」対応などに関して、どのような研修をされているのかを教示いただきたい。	研修については、パワーポイントの資料に講師の音声を吹き込む形で動画を作成し、動画視聴の方法により実施しています。 「④「障害者差別解消法」における合理的配慮について」は、障害者差別解消法の内容説明をはじめ、合理的配慮の具体例（身振り手振りやコミュニケーションボードを用いて内容を伝えることや、子ども扱いする言動をしないことなど）の紹介などにより理解を深めていただくものとなります。 また、「② 視覚障害・聴覚障害とコミュニケーション手段について」はバリアフリー映画を利用し、実際に視覚障害や聴覚障害を疑似体験することで、様々な障害に応じたコミュニケーションの取り方などについて紹介しています。 研修は毎年度様々な内容で行ってまいりますので、頂いたご意見を参考に今後も内容を検討してまいります。
3	「3 コミュニケーション支援者の育成及び確保に関する施策」について、ろうあ者の当事者から行政に対して、「手話通訳ができるボランティアが職員がいない」との意見をよく聞くことがあるため、手話通訳に対し支援を引き続き行っていただきたい。	現在、市内各区役所に計8名の聴覚障害者相談員を配置しており、各区での聴覚障害者の相談を受け付けております。 また、行政機関へ手続きや相談に行く際には手話通訳者派遣事業を行っており、手話通訳をご利用いただけるようになっております。 今後も当事者の方の意見を聞きながら、施策を推進してまいります。

案件に関するご意見について

案件	ご意見の要旨	回答
3	「3 コミュニケーション支援者の育成及び確保に係る施策」について、「⑤盲ろう者通訳・介助者の派遣」を受けた盲ろう者の実利用者数が「12人」となっているが、堺市在住の盲ろう者の利用登録人数は「15人」であり、利用していない3人について、その理由を把握しているのか。	堺市在住の盲ろう者通訳・介助者派遣利用登録者数のうち利用されていない方については、施設入所やけがにより外出できない状態であるなど利用自体ができない状態であるとお聞きしております。今後も未利用の方の理由を把握し、利用のしやすさにつなげていきたいと考えます。
3	「3 コミュニケーション支援者の育成及び確保に係る施策」について、手話言語条例の一つに点字をコミュニケーションとして入れて欲しい。	「堺市手話言語コミュニケーション条例（通称）」には手話だけでなく、視覚障害者における点字や音声を含む障害者とのコミュニケーション手段の普及及び促進も条例の目的としています。
3	「3 コミュニケーション支援者の育成及び確保に係る施策」について、きめ細かい活動になってきたことに感謝しています。	ご意見ありがとうございます。今後も委員のみなさまからのご意見等をふまえ、障害施策や障害施策に係る事業等を推進してまいります。
3	庁舎内の待合での手話付き動画を放映しているが、同じ動画を複数回放映する方が、視聴される方が覚えやすい。	ご意見いただきました手話付き動画は、庁舎管理担当課が作成しておりますので、担当課にご意見がありました旨伝えております。